

2019 年度 立教大学グローバル奨学金 募集要項

本奨学金は、経済的な理由により立教大学が教育課程の一環として実施する海外留学プログラム（立教大学グローバル奨学金・立教大学「校友会成績優秀者留学支援奨学金」対象プログラム一覧に掲載のプログラム。以下、対象プログラム・対象プログラム一覧という。）への参加費用の納入が困難な学生並びに在学留学及び休学留学に伴う本学学費の納入が困難な学生に対し、経済的支援を行うことで参加の機会を提供することを目的とする。

【対象プログラム一覧】 右記 QR コード又は SPIRIT から確認（SPIRIT▶学費・奨学金▶奨学金）

【制度説明会】 5月15日（水） 新座キャンパス N431 教室 12:40～13:15

（参加は任意） 5月16日（木） 池袋キャンパス 5123 教室 12:40～13:15



1. 出願資格

以下の全ての条件を満たす学部学生・大学院学生

(1) 2019 年度「対象プログラム一覧」記載の海外留学プログラムに参加する者（未定・検討中の者も含む）

(2) 上記（1）に該当する者のうち、経済的理由により、プログラム参加費用および留学中の学費の支払いについて支援を必要とする者

※本奨学金には、正規の学生であれば、国籍、在留資格を問わず出願できる。

※本奨学金には、現在休学中の者も出願できる。また、対象プログラムが休学者の参加を認めており、出願者が奨学金の受給資格を満たす場合、休学中でも奨学金を受給できる。

※本奨学金には、対象プログラムが最短修業年限超過者（留年者）の参加を認めている場合には、最短修業年限超過者も出願できる。

※本奨学金は他の奨学金との併給制限を行わないが、他に受給する奨学金が併給制限を行っている場合があるので、必ず確認をすること。他の奨学金に申請中で採用結果によっては本奨学金を辞退する場合、家計審査通知に同封する辞退届を提出すること。

2. 奨学金額

対象プログラム一覧に記載の「プログラムカテゴリー」と、下表の「家計基準」から支給区分を決定し、区分ごとに定められた金額を一括支給。

※収入基準の算定方法は、8.『収入金額の算定方法』に記載。

※申請前に電話等による個別の家計基準判定や確認は行わない。申請書類をもとに収入審査を行い、郵送にて家計基準の区分を通知する。

プログラムカテゴリー 家計基準（千円以下切捨て）		A	B	C	D	E	F	G	H
		給与・年金収入者	自営業等所得者						
1	1201 万円以上	769 万円以上	20 万	10 万	20 万	10 万	無	無	無
2	801 万～1200 万円	369 万～768 万円					10 万		
3	401 万～800 万円	83 万～368 万円	40 万	20 万	40 万	20 万	20 万	10 万	10 万
4	400 万円以下	82 万円以下					30 万	20 万	

3. 出願方法・出願期間・提出先

出願方法：所定の出願期間に提出先まで出願書類を簡易書留郵便で郵送すること。

出願期間：2019 年 6 月 3 日（月）～6 月 14 日（金）消印有効

提出先：〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学 学生部学生課「グローバル奨学金」係

封筒：角 2 型 ※A4 用紙を折らずに封入すること

注意事項：①締切日を過ぎての出願は如何なる事由でも認めない。

※出願期間に出願者本人が海外にいる場合、本人が作成した願書を家族が代理で出願書類を揃えたいう
えで日本国内から出願を行うこと。海外郵送は不可。

※締切日に 24 時間営業の郵便窓口から出す場合は、消印の日付が変わらないようにすること。

②郵送以外での出願は受け付けない。窓口提出は不可。

4. 出願書類・注意事項

※在留資格「留学」の方は、③の所得証明書の提出は不要。

①願書	<input type="checkbox"/> 黒ボールペン（消せるペン不可）で記入し、印鑑は朱肉用印鑑を使用すること。 <input type="checkbox"/> 訂正は二重線を引き訂正印を押し、余白に正しく記入すること(修正液等の使用不可)。 <input type="checkbox"/> 3年次編入者で、立教大学「校友会成績優秀者留学支援奨学金」にも出願を検討している場合は、願書の「3年次編入」に✓し、前大学の成績証明書（発行3か月以内）を提出すること。
②振込口座確認書	<input type="checkbox"/> 黒ボールペン（消えるペン不可）で記入し、印鑑は朱肉用印鑑を使用すること。 <input type="checkbox"/> 訂正は二重線を引き訂正印を押し、余白に正しく記入すること(修正液等の使用不可)。 <input type="checkbox"/> 登録を行う口座は、 <u>学生本人名義</u> の口座に限る。 <input type="checkbox"/> 通帳のコピーを添付すること。 ※通帳レスの場合は、キャッシュカードやWEB通帳の画面等で、「銀行名・支店名・口座名義・口座番号」が分かるページをコピー・印字して添付すること。
③父母両方の所得証明書（原本） ※2018年1月1日～2018年12月31日分までの収入状況が反映されていること。 ※発行自治体によって名称は異なる。（課税証明書・非課税証明書等）	<input type="checkbox"/> 本奨学金で指定する期間（ <u>2018年1月1日～2018年12月31日分まで</u> ）の収入が反映された所得証明書は、 <u>概ね2019年5月中旬～6月上旬以降</u> に市区町村役場で発行可能。 ※発行時期は、自治体に確認すること。 <input type="checkbox"/> 父母両方の所得証明書を用意すること。（在留資格「留学」の方は提出不要） ※ <u>無職や非課税の場合でも提出必要。</u> ※ <u>定職のある大学院生は、本人の所得証明書を提出すること。</u> ※母子・父子家庭は、生計を一にする者の分のみ用意すること。 <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載されているものは <u>受付不可</u> 。 <input type="checkbox"/> 海外在住のため所得証明書の発行ができない場合、①事情書（書式自由。説明者本人の署名・捺印必要）と②会社発行の平成30年分（2018年1月1日～2018年12月31日分）の収入状況を記載した公印付きの年収証明書を提出すること。③日本語以外での発行の場合は、和訳もつけること。
以下は、該当者のみ	
申告書	<input type="checkbox"/> 無職や収入が少ないために、発行した所得証明書（非課税証明書）において、「所得0円」の表示はあるが、「収入0円」の表示がない、収入内訳も所得内訳も「****」や空白（「以下、余白」）で省略されている場合は、本学所定の申告書に、2018年1月1日～2018年12月31日分までの収入・所得金額（0円の場合は0円と記入）し、提出してください。

5. 出願書類確認期間

提出のあった書類について 2019年6月19日（水）～6月26日（水） の期間で大学が確認する。書類に不備・不足があった場合は、大学から電話にて督促を行う。

※専用の携帯電話を使用する場合がありますので、期間中は着信に注意してください。

※確認期間内に不備、不足が解消しない場合は、出願資格を取り消します。

※提出書類は原則返却しません。必要に応じて、各自控えをとっておいてください。また、提出必要書類の他、追加で書類を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

6. 家計審査結果通知

2019年7月5日（金）出願者本人住所宛に普通郵便で発送。

※6月1日時点で大学に登録している本人住所宛てに送付。

※郵便の都合で到着までに時間がかかることがあります。

7. 支給時期・支給方法

対象プログラム一覧に記載の支給予定時期に、出願者本人の口座に銀行振り込み。プログラム費との相殺は行わない。複数の対象プログラムに参加する場合、プログラムごとに支給決定・支給処理を行う。（家計基準とプログラムカテゴリーの結果、支給金額が「無」に該当する場合は、支給しない。）

8. 収入金額の算定方法

【算定方法の原則】

(1) 最新の所得証明書（平成30年収入内訳記載）を用い父母の収入・所得を合算し、算定を行う。（状況に応じて

追加で書類を求められることがある。)

※大学院生については、学生本人が定職（有期雇用であっても、その収入で生計を立てている場合を含む）に就いている場合は、学生本人の収入について審査を行う。定職に就いていない場合は、父母の収入について審査する。なお、学生本人の配偶者の収入は問わない。

※在留資格「留学」の学生（学部・大学院共通）は、収入基準「給与・年金収入者 401 万～800 万円」に該当するものとして審査を行う。

- (2) 「給与」「年金」については、支払金額（所得証明書の「収入」金額。「所得」金額ではない。）で算定する。
- (3) 本制度における「自営業所得」として算入するものは、所得証明書記載の「営業所得」、「農業所得」、「不動産所得」とし、それ以外（配当金など）は対象としない。
- (4) 対象となる所得がマイナスの場合は「0（ゼロ）円」として取り扱うものとし、プラスの所得金額とマイナス所得金額の相殺はしない。（プラスの収入・所得で審査を行う。）

【算定方法の詳細】

- (1) 父母（同一人物）に、①給与・年金収入と②自営業所得の双方が有る場合、①給与・年金収入額に、②自営業所得額を加え、給与・年金収入者の基準で判定する。
- (2) 父母で、①給与・年金収入者と、②自営業所得者に分かれる場合は、①給与・年金収入者の収入額に②自営業所得者の所得額を加え、給与・年金収入者の基準で判定する。
- (3) 収入・所得が少ないため、「非課税証明書」となり、①「所得0円」の表示はあるが「収入0円」の表示がない、②収入内訳も所得内訳も「****」や空白などで省略されているという場合は、さらに、本学所定の申告書に、平成30年分（2018年1月1日～2018年12月31日）の収入・所得を記入したものを求める。
- (4) 海外在住のため、所得証明書が発行できない場合は、会社発行の年収証明書を求める。（提出必要書類の詳細は、4. 出願書類・注意事項の③を確認すること）
- (5) 過去1年以内（出願時点から遡って1年以内）に発生した※家計急変により、所得証明書記載の収入状況と実態が乖離している場合については、所得証明書に加え、①状況を説明した「事情書」（書式自由。説明者本人の署名・捺印必須）と併せて②以下に例示した証明書類提出することで家計算定において現状を考慮する。

※ここでの家計急変とは、突発的かつ予測不能な事態を指す。定年退職や自己都合等による転退職は含まない。

失職：解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者等（離職年月日や失業事実が分かるもの）

破産：破産手続開始決定の通知書、廃業証明書等（民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの）

病気：診断書、治療計画書等（病気による就業困難が確認できるもの）

9. 補足・注意事項

- (1) 所得証明書の発行遅延について

自治体など発行元の都合で所得証明書の発行が遅延し、申請期限までに提出ができない場合は、事情書（書式自由。説明者本人の署名・捺印必要）にて、その理由といつまでに提出可能かを明記の上、他の書類と同封してください。正当な事由で、申請処理（確認）期間内に間に合うと判断した場合において受付を認めます。申請そのものの延長を認めることはできませんので、余裕をもって書類の準備をしてください。

- (2) 留学プログラムを取りやめた場合について

奨学金支給後に、留学を中止（途中帰国も含む）や支給区分が変更となる期間短縮をした場合は、原則として返金が必要です。速やかに学生課に連絡をしてください。留学中の場合は、留学プログラムの担当部局を通じてご相談ください。留学プログラム自体に申し込みをしなかった場合、奨学金は支給されませんので連絡は不要です。

- (3) 2020年度グローバル奨学金について

2020年度以降、奨学金の制度変更を予定しています。2020年度グローバル奨学金に出願を検討している場合、2019年度の募集要項の内容と変更となる可能性がありますので、必ず2020年4月1日公開予定の募集要項にて最新の情報を確認してください。

以上

学生部学生課奨学金担当 03-3985-2443